

令和8年度大和市公共施設太陽光発電設備導入賃貸借(債務負担行為)

仕様書

1. 件名

令和8年度大和市公共施設太陽光発電設備導入賃貸借(債務負担行為)

2. 趣旨

本仕様書は「令和8年度大和市公共施設太陽光発電設備導入賃貸借(債務負担行為)」に係る「プロポーザル実施要領」の2(3)に定める仕様書であり、令和8年度大和市公共施設太陽光発電設備導入賃貸借(債務負担行為)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。なお、事業の目的を達成するために必要な設備及び業務については、本仕様書に明記されていない事項であっても、事業者の責任において、完備または遂行するものとする。

3. 業務内容

(1) 概要

ア 事業者は、(2)に示す施設に、太陽光発電設備およびその他付帯設備(以下「設備」という)を導入する。

イ 事業者は、設備の導入にあたり現地調査、設備容量検討及び耐荷重検討を行う。

ウ 事業者は、事業期間において設備の運転管理・維持管理を自らの責任で行う。

エ 事業者は、発電した全電力を、設備を導入した施設に供給する。

オ 本事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」の「別紙2 重点対策加速化事業」における2ア(ア)「太陽光発電設備(自家消費型)」および同「別表第1」等に定める交付要件に基づき、国から市を通じて事業者へ間接交付される交付金(以下、「交付金」という)を活用して実施する。事業者は、交付金の要綱や実施要領、その他法令等を遵守し事業を実施する。

カ 交付金の事業者へ間接交付は、市から事業者に対する「大和市地域脱炭素移行・再エネ重点対策加速化事業補助金」(以下、「補助金」という)の交付によりなされる。事業者は、補助金の要綱等を遵守し事業を実施する。

キ 設置した設備の所有権は、事業期間終了時に市へ無償譲渡する。無償譲渡しないときは、事業者の負担で、設置した設備を撤去し、原状回復する。

ク 事業期間中は、設備の性能を維持するものとする。また、事業期間終了後も一定期間は性能を維持するように努めることとする。

ケ 事業者は、適切な計測・検証手法を導入し発電量を把握するとともに、月単位の発電量及

び自家消費量を定期的に報告する。

コ 事業者は、脱炭素化を推進するための啓発や波及の方法を検討し、関連する機器や付帯設備を設置する。

サ 事業期間中、事業者は、市の求めに対し必要に応じて協力するものとする。

(2) 設置作業場所

事業者は、以下の施設に屋根置きにてシリコン太陽光発電設備を導入する。

名称	所在地	設置可能面積
大和市水質管理センター 中部浄化センター 沈砂池・雨水滞水池棟屋上	大和市深見3811番地	848㎡

なお、設置想定箇所に吹き出し口がある。活性炭を通した排気の中に硫化水素が出る可能性があることに留意すること。吹き出し口の位置については、別添資料「(抜粋版)令和7年度公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託報告書」のp.149を参照すること。

(3) 事業期間等

ア 事業期間は、基本協定の締結日から設備のリース契約が終了する日までとする。

イ リース期間は、令和9年4月1日から5年間(60か月間)とする。

ウ リース期間満了時に、設備を市へ無償譲渡する。

エ 契約の時期と設置完了の時期は、以下のとおりとする。

①契約の時期： 令和8年9月

②設置完了の時期：令和9年2月(市の完成検査及び完了検査を含む)。

(4) 事業費、交付金及びリース料

ア 事業費は、設置に必要な費用の他に維持管理等に必要な経費を含むこととし、事業者が適切に積算するものとする。

イ 事業費は補助金を充当するものであり、補助対象経費及び充当率は交付金および補助金の要綱等のとおりとする。市は、各施設の設置完了後、完成検査及び完了検査を行った上で、補助金交付要綱に基づき、事業者に補助金を交付する。

ウ 事業者は、事業費を基に、リース料を算定する。さらに、イの補助金相当額を控除した後のリース料を算定する。

エ 市は、補助金支払い後、リース期間中に補助金相当額を控除したリース料を事業者へ支払う。リース料の支払方法、支払の保証及び調整方法等の詳細については、市と事業者との協議の上、賃貸借契約書で定めるものとする。

(5) リース契約に含まれる事項

リース契約に含まれる事項は以下のとおりとする。

- ① 本事業で導入する設備一式の設計、物品、工事にかかる費用
- ② 本事業の実施のために必要な既設の設備改修等(設計、物品、工事)にかかる費用(接続に必要な費用を含む)
- ③ 本事業の実施に係る検討、調査
- ④ 設備・パワーコンディショナーシステムの整備
- ⑤ 本事業を実施するにあたり必要な人員の人件費(技術者等含む)
- ⑥ 保険(履行保証保険、動産総合保険、火災保険、損害賠償保険等)
- ⑦ 保守、サービス(法定点検、定期点検、部品交換、予防保全、緊急時対応、その他メンテナンス一式)
- ⑧ データ遠隔監視(通信回線費用含む)、データ収集、実績報告
- ⑨ 一般送配電事業者への各種手続き
- ⑩ 一般送配電事業者の機器取付等に要する費用
- ⑪ 電気事業法に従う各種手続き
(市が契約している各施設の電気主任技術者が行う手続きを含む)
- ⑫ 市が契約している各施設の電気主任技術者が行う次の費用
(着工前後の手続き、工事中の立合い、試験立会い及び停電受電立合い等)
- ⑬ 企画提案書作成から本契約に至るまでの費用
- ⑭ 消費税及び地方消費税
- ⑮ 「廃棄等積立ガイドライン(資源エネルギー庁)」を参考に積み立てた廃棄費用。なお、積立にあたっては、同ガイドラインを参照し積立等の方法を確保する積立等の方法を確保する計画を策定すること。
- ⑯ 交付金による控除額
- ⑰ その他、本事業に必要な事項及び費用

4. 事業実施に関する共通事項

ア 事業者は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な進行を図ること。

イ 施工や保守管理にあたっては、大和市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、市内に本社を有する企業を積極的に活用すること。

ウ 事業者は、市及び施設管理に関わる事業者への説明業務(工事・運営に関する内容説明、非常時の設備操作説明、マニュアル作成等)を行うこと。内容等については市と協議のうえで決定する。

エ 本業務は、事業者の責により遂行される。市は、契約書に定める方法により、事業実施状況について確認を行う。

オ 業務遂行にあたって疑義が生じたとき、または定めのない事象が発生したときは、市と事業者の両者で誠意をもって協議し、決定する。

カ 事業者は、本業務を行う上で得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様と

する。

キ 事業者は、「やまとEMSガイドライン」および「大和市グリーン購入推進計画指針」に配慮する。

ク 事業者は「大和市路上喫煙防止に関する条例」、「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」、「大和市暴力団排除条例」の趣旨を理解し遂行する。

5. 設備工事前の調査、手続及び事業計画の作成

事業者は、現地及び図面調査、構造調査及び設備容量検討を行う。また、市又は指定管理者が契約している外部委託承認変更手続や保安規定変更手続等を含む、必要な手続を行う。以上の結果を踏まえた事業計画を作成し結果を市に提出する。

(1) 現地及び図面調査

事業者は、候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設管理者との協議、現地測定、既設設備の確認、雨漏りの状況確認等の必要な調査を実施し、結果を市に報告する。

(2) 構造調査

- ア 設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響について、市と協議し、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して施設の耐久性が問題ないことを、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士による検討をした上で書面により報告する。
- イ 構造調査の際には、別添資料「(抜粋版)令和7年度公共施設太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託報告書」(令和8年1月)など、別途市が提供する資料を参考にする。
- ウ 設備の設置にかかる課題等に関し、市及び施設管理に関わる事業者等と協議する。
- エ 構造上設置が困難又は設置後の安全確保が困難な場合は、設備を設置できないものとする。

(3) 設備容量検討

事業者は、(1)・(2)等の結果を踏まえ、設備容量を検討する。

(4) 各種関係手続

- ア 関係法令等の規定に基づき届出等手続を要する場合は、事業者が必要な手続を行い費用も負担する。
- イ 事業者は、設置後の建築物が建築基準法(昭和25年法律第201号)等法令の高さ制限や消防法の規制をはじめ、技術基準の維持義務、基礎情報の届け出、使用前自己確認など保安の見直しに対応するよう、十分留意すること。また、関連法令等に適合していることが確認できる書類を市に提出する。

(5)事業計画の作成

- ア 施設の特性に配慮した事業計画とする。
- イ 交付金と補助金の要綱や実施要領等を遵守して策定する。

6. 設置する設備

(1)太陽光発電設備

- ア 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C8955(2017)「太陽電池アレイ等支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- イ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針(最新版)に基づき行うものとする。

(2)その他設備に関すること

- ア 事業者は、設備を事業以外の用途に使用しないこと。
- イ 設置する設備はJET 認証を取得したものであること、又はJET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ウ 設備は、いずれも中古品でないこと。
- エ 特定負荷回路に使用するケーブルやコンセント器具等を設置する場合は、一般回路と識別できるよう選定すること。特定負荷用コンセントには、その旨の表示をすること。
- オ 浸水が想定される区域内にある施設に設備を設置する場合は、経済産業省の「浸水した太陽電池発電設備による感電事故防止について(注意喚起)」(平成元年10月31日付、https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/10/20191031.html)等に留意して設置すること。

7. 設置工事における配慮事項等

(1)法令及び指針等の遵守

- ア 国土交通省が定める公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書の電気設備工事編及び機械設備工事編等を踏まえて施工すること。
- イ 建築基準法、消防法、電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等の関係法令や諸法規を遵守して施工すること。
- ウ 使用する機材は、上記諸法規ならびに日本工業企画、電気用品安全法、日本電気工業標準、日本電気企画調査会標準規格、その他関係規格に適合する新品とし、あらかじめ市の承諾を受けること。

(2)監督員及び現場代理人等の配置

- ア 市は、監督員を置いたときは、その氏名を事業者に通知しなければならない。監督員を

変更したときも同様とする。

- イ 監督員は、市が必要と認めて監督員に委任したもののほか、本仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - ① 本仕様書に基づく工事のための市又は事業者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - ② 本仕様書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は事業者が作成した詳細図等の承諾
 - ③ 本仕様書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- ウ 市は、2名以上の監督員を置き、監督員の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、事業者に通知しなければならない。
- エ 監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- オ 事業者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、本仕様書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - ① 現場代理人
 - ② 主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)、
監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)又は
監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)
 - ③ 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- カ 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う。

(3) 施工計画の提出と協議

- ア 事業者は、施設への設備導入の前に詳細設計を行い、配置図、平面図、立面図、電気設備図面(電気設備図面(PDFデータ)、電気設備への接続が分かる単線結線図、工程表などの施工計画を市に提出し、承諾を受けること。
- イ 施工計画においては、市の所有施設の運営や既設設備等の保守点検、施設の維持管理、利用者の安全に支障が起きないように、市及び施設管理に関わる事業者と協議の上、十分に注意をはらうこと。
- ウ 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- エ 事業の進行に合わせて、進捗状況の報告等について適宜協議打ち合わせを実施すること。打ち合わせをした場合、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。

(4) 工事の実施

- ア 事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じない

ようにすること。

- イ 作業現場に関係者以外が近づかないよう注意し、作業にあたっては安全確認を十分に行うこと。
- ウ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書(工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等)を作成し、市及び市が契約している電気主任技術者と事前協議の上、その指示に従うこと。
- エ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。設備及び配線には、施設の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。

(5)防水及び屋根

- ア 設備設置時には、屋根施工や防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の屋根材の止水機能及び防水機能や耐久性に影響が無いよう施工すること。
- イ 事業者は、市が屋上防水の改修工事を実施する場合に備え、市が設備の取り外し等の作業が発生しないまま改修できるような設置方法に配慮すること。
- ウ 施設の既存の防水層が保証期間内の場合は、保証を維持したまま設置する工法を優先すること。防水保証が失効している場合は、既存の防水性能を低下させることの無いような工法で施工すること。
- エ 事業期間中、設備の設置・維持管理の瑕疵に起因する破損や雨漏り等が発覚した場合は、事業者の負担で修復を行うこと。
- オ 事業期間中、施設の修繕などにより設備の仮撤去・再設置等の必要が生じた時は、市と協議すること。

(6)周囲への配慮

- ア 日影、反射光、輻射熱及び騒音、振動、ばい煙、ほこり、汚損など、周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
なお、事業者は、太陽光発電設備の設置工事もしくは運用に伴い近隣住民より光害や騒音等の苦情を受けた際には「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月環境省)」等を参考に誠実に対応すること。
- イ 工事中の安全対策の実施、市及び施設管理に関わる事業者、近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- ウ 利用者等に危険を及ぼすことのないよう、万全の注意をはらうこと。
- エ 隣地や道路等に損傷を与えることのないよう十分に注意し、万が一これが生じた場合は、事業者の責任において補修又は現状復旧を行うこと。

8. 設置完了時の報告及び検査

ア 設置完了時には、市の確認を受けること。また、以下の資料を含む報告書を1部及びデータで作成し、市に引き渡すこととする。データについては、PDF形式のほか、オリジナルCADデータ(DWG, JWW形式に限る)も提出すること。なお、下記に過不足がある場合は、市と事業者で別途協議する。

- ア) 工事概要
- イ) 電力申請書類の写し
- ウ) 単線結線図
- エ) 検査記録
- オ) 設備仕様書
- カ) 取り扱い説明書
- キ) 完成図面(ケーブルルート図、電気設備図面、配置図、平面図、立面図)
- ク) 施工部分の写真
- ケ) 施工の内容を示すプレート

イ 工事完成時には、市の完成検査および完了検査を受けること。

9. 電力供給・維持管理・報告・非常時の対応等

事業者は、設備による電力供給・維持管理を行うものとし、全てにおいて安全に配慮し対応すること。また、非常時においては適切な対応を行うこと。

(1) 電力供給

- ア 発電した電力は、全て設置施設において使用するものとする。
- イ 発電した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値は、市に帰属する。

(2) 維持管理

- ア 事業者は、市及び施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。
- イ 設備が故障した場合は、直ちに施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行う。
- ウ なお、毎年1回以上点検を行い、積雪による故障や、腐食、さび、変形、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行い、報告書を市に提出するものとする。
- エ 事業者は、施設の既存の電気主任技術者とは別に電気主任技術者が必要な場合、新たな電気主任技術者を用意する。

(3) 非常時の対応

- ア 事業実施中に、施設に雨漏り等が生じた場合には、事業者は原因究明に協力する。
- イ 事業実施中に、施設に雨漏り等が生じ、原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。

- ウ 設備に異常又は故障があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、事業者は速やかに設備の修理・更新等を実施し、機能の回復を行う。なお、この原因が事業者による設備設置に起因する場合は、発電しない期間について損失を補填する。
- エ 事業者は、大規模地震、大型台風、大雨等の災害発生ならびに、降雪後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。
- オ 災害発生後に電力供給が停止又設備の損傷が判明した場合は、事業者は速やかに復旧を行うこと。

10. 責任分担の基本事項

- (1) 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や賠償責任保険等に加入し、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が保証責任を負い、事業者の責任において速やかに対応すること。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。
- (2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は、事業者の費用負担により設備の撤去を行い、原状回復を行うこと。または、市が認めた場合、設備を市に無償譲渡すること。原状回復または無償譲渡できない場合は、設備の撤去にかかる費用は事業者が負担することとし、市が定める期限までに納付できないときは、年3.1%の違約金を支払うこと。
- (3) 事業者が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したときは、直ちに事業を中止し、事業者の負担による原状回復を行うことに加え、年間リース料の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
- (4) 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者のみが負担すること。
- (5) 設備設置施設の廃止、建替え、改築、譲渡等により、市の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は、リース料金の残額の全部または一部を市が負担することにより、契約の全部または一部を解除する。その際、協議のうえ、合理性が認められる範囲で損失額及び費用を決定するものとし、事業者が加入した保険により補てんされた金額相当分については、その損失額から差し引くものとする。なお、上記の場合においては、市が移設に要する費用の全部を負担した上で設備を移設し同等の条件でリース契約を継続する可能性を検討するなど、市と事業者との協議の上で設備の取り扱いについて定めることとする。
- (6) その他、事業実施に当たり予測されるリスクと責任分担については「表1 予測されるリスクと責任分担」のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

表1 予測されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	企画提案書の誤り	企画提案書の記載事項に重大な誤りのあるもの		○
	第三者賠償	調査・工事・維持管理における第三者への損害賠償義務		○
	安全性の確保	調査・工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	調査・工事・維持管理における環境の保全		○
	物価の変動	物価の変動		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	交付金	交付金の国の交付決定等による設計変更・中止・延期	協議	
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議	
	事業の中止・延期		市の指示によるもの	○
必要な許認可等のうち、事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの				○
市の責による許可等の遅延によるもの			○	
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○
計画・設計段階	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	○	○
工事段階	設計変更	市の指示条件、指示不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完成	市の責による工事遅延・未完工による事業開始の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様の不適合(施工不良を含む)		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
引き渡し前に工事が起因し施設に生じた損害			○	
維持管理関連	設計変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務		○
	リース設備の損傷	市の故意・過失または施設に起因するリース	○	

		設備の損傷		
		事業者の故意・過失に起因するリース設備の損傷		○
	リース設備の交換	リース設備の寿命によるリース期間中の交換		○
	公共施設損傷	事業者の故意・過失またはリース設備に起因する施設・設備の損傷		○
	契約不適合責任	リース設備に関する隠れた故障の担保責任		○
その他	住民サービス提供	要求仕様不適合(施工不良を含む)による施設・設備への損害		○
		仕様不適合による市の施設運営・業務への障害		○
	その他事項	本リスク分担表に定めていない事項		協議
※協議とあるのは、市と事業者で負担割合を協議して決めるもの。				

11. 事業の終了

- ア 事業期間終了後、事業者は市に設備を無償譲渡するのに併せて、法令上必要な手続き等の譲渡に伴い生じる事務について、必要な情報を市及び市が維持管理を委託する者に提供するなど、引継を行うこと。なお、「3事業内容」の「(5)リース契約に含まれる事項」⑤の廃棄費用についても引継および精算を行うこと。
- イ 無償譲渡を受けたのち3年間当該設備を運用することとした場合に、市が負担すべき保守維持管理費用の概算額について明示すること。
- ウ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、施設の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層等を破断した場合には事業者の負担で修復を行うこと。

12. その他

- ア 設備を設置した施設について、市が別途、施設の改修工事等を実施する際は、事業者は必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと。
- イ 施設の維持管理上実施される点検や、災害等における設備の一時的な運転停止期間に関しては、事業期間に含むものとし、一時的な運転停止に伴う契約期間の延長は行わないものとする。
- ウ 設置する設備に担保権を設定する場合には、担保権者である金融機関と担保権設定契約に設備の別事業者への承継について記載し、万が一倒産等があった場合でもリース事業が継続されるよう対応すること。
- エ 事業者は、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示して承諾を得ること、さらに、毎年検証を行い、結果を市に報告すること。
- オ 市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断においての判断において提供するものとする。提供を受ける事業者

は、資料の目録を作成するとともに、事業完了後に全資料を返納又は処分しなければならない。

カ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。